

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 1 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三次市全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 11 月 1 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 45 経営体
個人 46 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積を進める中で、一つの手法として農地中間管理機構を活用する。

6 地域農業の将来のあり方

三次市内で活躍する認定農業者を中心とした「地域の中心となる経営体」への農地集積を推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 1 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

山家地区（三次市山家町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 4 月 9 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 2 経営体
個人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月1日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

本谷地区（三次市布野町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 1 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

上板木地区（三次市三和町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 9 月 14 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三次市全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 25 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 42 経営体
個人 48 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積を進める中で、一つの手法として農地中間管理機構を活用する。

6 地域農業の将来のあり方

三次市内で活躍する認定農業者を中心とした「地域の中心となる経営体」への農地集積を推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

寺町地区（三次市向江田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 24 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

向江田地区（三次市向江田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 27 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 4 経営体
個人 3 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

上井田地区（三次市大田幸町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 12 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 個人 5 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

下井田地区（三次市小田幸町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 24 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体
個人 2 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

むろだに地区（三次市布野町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 17 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西組地区（三次市和知町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 1 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体
個人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。